

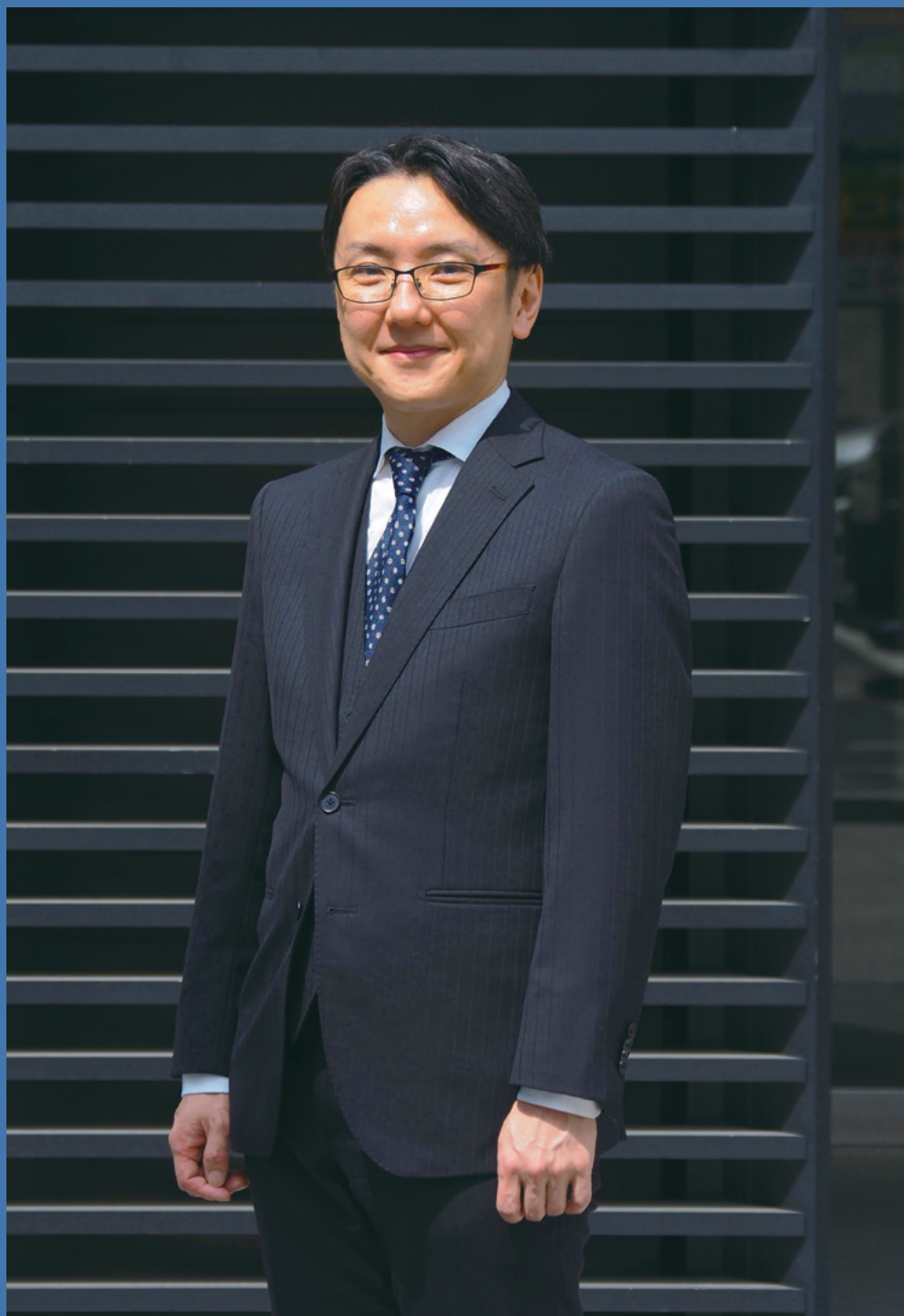
法人なかま

2025.June

6

No.592

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ
マイページ（会員情報）
利用開始のご案内
- 05 INFORMATION
第13回 通常社員総会・
特別講演会・懇親会のご案内
- 07 第13回通常社員総会の
事前周知
- 13 健康講演会
- 14 源泉部会 公開研修会
- 15 神田わが街
株式会社 グローバル ブレイン スクエア
代表取締役社長 岩本 謙一郎 氏
- 17 コラム
経営者のための法律相談
- 18 コラム
帝国データバンクがお送りする
シリーズ「日本の動向」
- 19 食いしん坊手帖
レストラン1899お茶の水
- 21 税法実務研修会
- 22 税務署からのお知らせ
輸出物品販売場制度は令和8年11月
からリファンド方式に移行します
- 23 みんなで食品ロスの削減に
取り組んでみよう！
- 25 INFORMATION
令和7年度 税法実務研修会
開催予定表



公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

6月																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
● 6・7月期決算法人説明会 (集合＆オンライン形式) 集合 オンライン テーマ ・第1部「会社の決算と申告の実務」 ・第2部「法人税法等改正・消費税の概要」 ・第3部「源泉所得税のチェックポイント」						6・7月期決算法人説明会 日時：令和7年6月9日（月） 午後1時30分～4時30分 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：東京税理士会神田支部税理士 神田税務署法人課税部門担当官																									
● 神田法人会 第13回 通常社員総会・ 特別講演会・懇親会 (集合型形式) 集合						神田法人会 第13回 通常社員 総会 日時：令和7年6月18日（水） 通常社員総会：午後3時30分～ 特別講演会：午後4時30分～ 懇親会：午後6時15分～ 会場：御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター Sora city Hall																									
● 税法実務研修会 (集合＆オンライン形式) 集合 オンライン テーマ 法人の損金①（役員給与等）						税法実務研修会 日時：令和7年6月23日（月） 午後2時～4時 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：東京税理士会神田支部所属 税理士																									

税の暦 6月の税務



- **6月10日**
 - 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付
- **6月16日**
 - 所得税の予定納税額の通知
- **6月30日**
 - 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 9 国外財産調書・財産債務調書の提出
- **6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日**
- 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

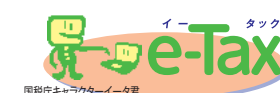
第13回 通常社員総会 特別講演会

6月18日開催

出席方法や欠席の場合の委任状等提出方法について

詳しくは **p.5～6** をご覧ください。

申告納税は



 公益社団法人 **神田法人会**



メールアドレス登録 お願いします！



メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の「**税務講習**」「**講演会**」「**お得なイベント**」の案内がメールで届くようになります。参加申込もリンクのフォームから簡単に行うことができます！
- **マイページ**の利用と合わせると、会や会員同士での交流がより向上します（詳しくは右頁を参考）！

※将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、各種お知らせの効率化と紙削減につながり、SDGsの取り組みに貢献することになります。

登録は簡単！

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、入力フォームからご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページのバナーからアクセスし、入力フォームからご登録ください

神田法人会

検索



ココをクリック

FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例：0（ゼロ）とo（オー）、1（イチ）とl（エル）、h（エイチ）とn（エヌ）、ー（ハイフン）と_（アンダーバー）等

記入例

オーアンダーバー イチゼロナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp



ご注意事項

- ドメイン (kanda-hojinkai.com) 受信拒否設定解除をお願いいたします。
- メールアドレス転記ミス为避免のため、できるだけスマートフォン、ホームページからのご登録をお願いいたします。

◆取得したメールアドレスの取り扱いについて◆

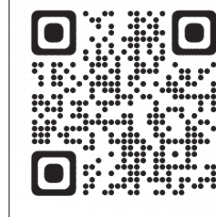
- ・登録いただいたメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

マイページ（会員情報） 利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ（会員情報）の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載！
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能！
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能！
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能！

ご利用条件

メールアドレスの登録が必須となります。

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

運用開始

2024年2月1日

ログイン方法

① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

② マイページへログイン

上段：会員番号またはメールアドレス

下段：パスワード

ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。

アドレス登録申請を頂きましてからご利用が可能になるまでに概ね1週間程度お時間を頂いております。

会員番号変更のお知らせ

マイページ（会員情報）運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 **012** - 012345 ⇒ 【新会員番号】 **1** 012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。
是非、ご登録をお願いします。

第13回 通常社員総会・特別講演会・懇親会のご案内

- 第13回通常社員総会より委任状の提出、議決権の行使についてHP（マイページから）等の電磁的方法で提出・行使できるようになりました。総会に出席予定の方も万が一出席できない場合に備え委任状又は議決権行使の手続きをお願い致します。
- 委任状や議決権行使の提出に重複や変更がある場合は、最新の日付のものを有効とします。但し、総会当日に会場へ出席された場合は、会場での意思表示を優先します。
- ご案内書の右上にはメールアドレス未登録会員向けにログイン情報が記載されています。紛失されないよう大切に保管してください。
- マイページへのログイン方法につきましては4月に個別郵送いたしました総会案内書に同封の「マイページへログインするには」をご確認ください。

日時 令和7年6月18日（水）午後3時30分～7時30分

会場 御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター Sora city Hall
東京都千代田区神田駿河台4-6

※「議案」は5月22日以降、「報告」等は6月3日以降にダウンロードいただけます。
尚、書面をご希望の際は事務局（TEL：03-3294-2531）までご連絡ください。

第1部 通常社員総会 午後3時30分～

議案 第1号議案 令和6年度決算報告承認の件 監査報告
第2号議案 理事・監事選任の件
報告 第1号報告 令和6年度事業
第2号報告 令和7年度事業計画
第3号報告 令和7年度収支予算

第2部 特別講演会 午後4時30分～6時

テーマ：「明日につながるマネー講座
～お金と生活と未来の話～」

講師：おぎわら ひろこ 荻原 博子 氏

講師プロフィール
経済事務所勤務後、1982年からフリーの経済ジャーナリストとして、新聞・経済誌などに連載。女性では珍しく骨太な記事を書くことで話題となる。難しい経済やお金の仕組みを、生活に根ざしてわかりやすく解説し、以降、経済だけでなくマネー分野の記事も数多く手がけ、ビジネスマンから主婦に至るまで幅広い層に支持されている。バブル崩壊直後からデフレの長期化を予想し、現金に徹した資産防衛、家計運営を提唱し続けている。新聞、雑誌等の連載やテレビのコメンテーターとしても活躍中。著書多数。

第3部 懇親会 午後6時15分～

懇親会費 6,500円（税込）※事前のお振込をお願い致します。

振込先 三菱UFJ銀行神保町支店 □座名No. 普通預金 1933858

□座名 公益社団法人神田法人会 6月10日までにお振込ください。振込手数料はご負担ください。

※開催当日は現金でのお取り扱いが出来ませんので、あらかじめご了承ください。

※総会出席登録、委任状の提出は4月1日から、議決権の行使は5月22日から可能となります。

※総会にご出席予定の皆様におかれましても、万が一ご都合が悪くなられた場合に備え、委任状の提出または議決権の行使をお願い申し上げます。

ご出席の返信方法（下記いずれかの方法でお申し込みください）

① 神田法人会HPから申し込む
4月に個別郵送の「マイページへログインするには」をご参照願います。
<https://kanda-hojinkai.com/>
※上記アドレスよりアクセスし、画面上の指示に従って入力をお願い致します。



② 下記「出欠票」から申し込む
※下記出欠票に記入（ご欠席の際は委任状へ押印）の上FAXでご返信をお願い致します。

委任状、議決権行使のご案内

ご欠席される場合… 総会に欠席される場合はHP、メール、FAXにて委任状の提出をお願い致します。

委任状提出ご協力をお願い

下記委任状および出欠票にご記入・押印の上、ご返信お願い致します。

【HP】 <https://kanda-hojinkai.com/>
【FAX】 03-3294-2500
【MAIL】 soukai@kanda-hojinkai.com



委任状

公益社団法人神田法人会 会長 藤井 隆太 殿 令和7年 ____ 月 ____ 日

私は公益社団法人神田法人会第13回通常社員総会に欠席の際は
議決権を_____ 殿に委任します。
(受任者の指定の無い場合は、総務担当 副会長 河合 洋とさせていただきます。)

法人名：_____ 様 ㊞ (ゴム印・通常印可)

〔FAX返信用〕

第13回通常社員総会・特別講演会 出欠票
ご出席・ご欠席 (いずれかに○印をご記入ください)
(名)

懇親会 出欠票
ご出席・ご欠席 (いずれかに○印をご記入ください)
(名)

法人名：_____

出席者名：_____ 様

FAXにてご返信の際はお手数でも広報誌送付宛名右下の会員番号をご記入ください。

--	--	--	--	--	--	--

第13回通常社員総会の事前周知

公益社団法人 神田法人会 第13回通常社員総会

第1号議案 令和6年度 決算報告承認の件

令和6年度 決算報告 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	167,887	251,612	△ 83,725
普通預金	29,674,051	38,060,555	△ 8,386,504
郵便振替	2,095,272	2,805,706	△ 710,434
前払金	648,596	3,037,547	△ 2,388,951
地区前払金	2,398,431	2,600,889	△ 202,458
流動資産合計	34,984,237	46,756,309	△ 11,772,072
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	5,840,000	5,840,000	0
基本財産合計	5,840,000	5,840,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,790,000	5,850,000	940,000
法人運営引当資産Ⅰ～Ⅷ	87,100,000	87,100,000	0
特定資産合計	93,890,000	92,950,000	940,000
(3) その他の固定資産			
什器備品	505,515	535,907	△ 30,392
ソフト費用	4,501,200	1,403,600	3,097,600
電話加入権	286,700	286,700	0
保証金	9,160,000	9,160,000	0
出資金	15,000	15,000	0
その他の固定資産合計	14,468,415	11,401,207	3,067,208
固定資産合計	114,198,415	110,191,207	4,007,208
資産合計	149,182,652	156,947,516	△ 7,764,864
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,062,480	3,558,740	△ 496,260
前受金	503,100	584,600	△ 81,500
前受会費	3,445,200	3,639,600	△ 194,400
預り金	52,500	235,450	△ 182,950
仮受金	400	10,000	△ 9,600
未払法人税等	121,300	149,900	△ 28,600
流動負債合計	7,184,980	8,178,290	△ 993,310
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,790,000	5,850,000	940,000
固定負債合計	6,790,000	5,850,000	940,000
負債合計	13,974,980	14,028,290	△ 53,310
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(5,840,000)	(5,840,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(93,890,000)	(92,950,000)	(940,000)
正味財産合計	135,207,672	142,919,226	△ 7,711,554
負債及び正味財産合計	149,182,652	156,947,516	△ 7,764,864

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	4,131	114	4,017
基本財産受取利息	4,131	114	4,017
特定資産運用益	41,984	1,826	40,158
特定資産受取利息	41,984	1,826	40,158
受取会費	44,048,700	44,657,800	△ 609,100
正会員受取会費	44,048,700	44,657,800	△ 609,100

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収益	3,481,800	3,902,000	△ 420,200
研修会事業収益	827,500	679,600	147,900
会員親睦事業収益	2,654,300	3,222,400	△ 568,100
受取補助金等	30,461,961	31,041,648	△ 579,687
全法連助成金振替額	28,957,000	29,029,600	△ 72,600
全法連補助金	462,000	856,000	△ 394,000
東法連補助金	1,042,961	1,156,048	△ 113,087
受取負担金	2,402,000	2,403,000	△ 1,000
青年部会負担金	1,320,000	1,296,000	24,000
女性部会負担金	180,000	175,000	5,000
源泉部会負担金	902,000	932,000	△ 30,000
雑収益	2,800,030	3,043,523	△ 243,493
受取利息	26,542	574	25,968
広告料収益	1,918,800	2,227,600	△ 308,800
雑収益	854,688	815,349	39,339
経常収益 計	83,240,606	85,049,911	△ 1,809,305
(2) 経常費用			
事業費	78,792,444	78,991,110	△ 198,666
給料手当	14,273,363	15,576,549	△ 1,303,186
退職給付費用	846,000	513,000	333,000
福利厚生費	2,853,682	2,516,947	336,735
旅費交通費	1,468,947	1,430,498	38,449
通信運搬費	6,930,189	7,020,007	△ 89,818
減価償却費	542,888	197,310	345,578
消耗品費	1,557,701	1,557,841	△ 140
印刷製本費	8,317,290	9,211,874	△ 894,584
光熱水料費	1,179,808	1,160,538	19,270
賃借料	16,175,202	16,242,546	△ 67,344
事務所管理費	988,424	985,058	3,366
会場費	2,227,710	2,264,259	△ 36,549
保険料	33,606	31,680	1,926
諸謝金	2,376,336	2,536,521	△ 160,185
租税公課	37,104	34,500	2,604
会議費	5,084,475	5,769,839	△ 685,364
委託費	12,047,509	9,367,455	2,680,054
支払負担金	744,270	748,900	△ 4,630
支払手数料	11,495	6,710	4,785
表彰費	31,823	28,645	3,178
広告宣伝費	19,800	22,000	△ 2,200
新聞図書費	49,788	50,787	△ 999
雑費	995,034	1,717,646	△ 722,612
管理費	12,038,416	12,524,549	△ 486,133
給料手当	1,585,929	1,730,728	△ 144,799
退職給付費用	94,000	57,000	37,000
福利厚生費	317,076	279,661	37,415
旅費交通費	92,916	112,018	△ 19,102
通信運搬費	1,342,767	1,057,624	285,143
減価償却費	348,144	62,599	285,545
消耗品費	121,445	94,753	26,692
印刷製本費	540,829	465,146	75,683
光熱水料費	69,826	69,570	256
賃借料	823,418	823,418	0
事務所管理費	55,158	54,784	374
会場費	418,660	731,811	△ 313,151
保険料	3,734	3,520	214
諸謝金	824,000	110,000	714,000
租税公課	63,356	18,432	44,924
会議費	139,342	233,355	△ 94,013
委託費	1,526,741	2,793,240	△ 1,266,499
諸会費	200,000	200,000	0
支払手数料	3,395,525	3,417,950	△ 22,425
渉外慶弔費	70,057	206,300	△ 136,243
広告宣伝費	2,200	0	2,200
雑費	3,293	2,640	653
経常費用 計	90,830,860	91,515,659	△ 684,799
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,590,254	△ 6,465,748	△ 1,124,506
評価損益等 計	0	0	0
当期経常増減額	△ 7,590,254	△ 6,465,748	△ 1,124,506

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 7,590,254	△ 6,465,748	△ 1,124,506
法人税等	121,300	149,900	△ 28,600
当期一般正味財産増減額	△ 7,711,554	△ 6,615,648	△ 1,095,906
一般正味財産期首残高	142,919,226	149,534,874	△ 6,615,648
一般正味財産期末残高	135,207,672	142,919,226	△ 7,711,554
Ⅱ 指定正味財産の部			
受取補助金等	28,957,000	29,029,600	△ 72,600
全法連助成金	28,957,000	29,029,600	△ 72,600
一般正味財産への振替額	28,957,000	29,029,600	△ 72,600
全法連助成金	28,957,000	29,029,600	△ 72,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	135,207,672	142,919,226	△ 7,711,554

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	167,887
		本会		167,887
	預金	普通預金	運転資金として	29,674,051
		みずほ銀行神田支店		565,334
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		11,825,365
		三菱 UFJ 銀行神田支店		6,986,314
		三井住友銀行神田支店		521,315
		りそな銀行神田支店		3,883,138
		きらぼし銀行神田中央支店		1,268,818
		興産信用金庫本店		1,319,025
		東京東信用金庫神田支店		267,689
		三菱 UFJ 銀行神田支店		1,179,914
		青年部会		
		三菱 UFJ 銀行神田支店		1,837,622
		女性部会		
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		19,517
		源泉部会		
	前払金	郵便振替	運転資金として	2,095,272
		本会		1,315,415
		青年部会		75,014
		女性部会		426,146
		源泉部会		278,697
				648,596
		旺巧ビル2階及び4階	令和7年度更新料	251,900
		本会事業	令和7年度「税のしるべ」年間購読料	44,256
		本会事業	令和7年度改正税法説明会会場使用料	180,730
		本会事業	令和8年3月決算法人説明会会場使用料	123,310
		青年部会事業	令和7年度観桜会費用	26,400
		女性部会事業	令和7年度女性部会総会費用	22,000
		地区前払金	令和7年度地区運営費用	2,398,431
	流動資産合計			34,984,237
(固定資産)	基本財産			
	基本財産引当資産	定期預金	公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の用に供している	5,840,000
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		
	退職給付引当資産	定期預金	職員2名に対する退職金の支払いに備えたもの	6,790,000
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		
	法人運営引当資産Ⅰ～Ⅶ	運用益を法人運営の用に供している		87,100,000
		定期預金		
		みずほ銀行神田支店		20,000,000
		法人運営引当資産Ⅳ		10,000,000
		法人運営引当資産Ⅴ		10,000,000
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		67,100,000
		法人運営引当資産Ⅰ		7,000,000
		法人運営引当資産Ⅱ		24,000,000
		法人運営引当資産Ⅲ		2,500,000
		法人運営引当資産Ⅵ		5,000,000
		法人運営引当資産Ⅶ		3,600,000
		法人運営引当資産Ⅷ		25,000,000

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額	
その他固定資産	什器備品	法人会旗一旒他 計57点	共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	505,515	
			公益目的保有財産	313,684	
	ソフト費用	ノートパソコン他 計2点 法人管理システム構築費用一式	収益事業等保有財産	57,784	
			法人会計保有財産	41,274	
			公益目的保有財産	92,773	
			共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	4,501,200	
			公益目的保有財産	2,574,880	
			収益事業等保有財産	474,320	
			法人会計保有財産	338,800	
	電話加入権	会員マイページ構築費用 電話4基3294-2531～4 FAX 専用3294-2500	法人会計保有財産	1,113,200	
			共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	286,700	
			公益目的保有財産	217,892	
			収益事業等保有財産	40,138	
	保証金	旺巧ビル2階及び4階	法人会計保有財産	28,670	
			共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	9,160,000	
			公益目的保有財産	6,961,600	
	出資金	興産信用金庫20口	収益事業等保有財産	1,282,400	
			法人会計保有財産	916,000	
			共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	15,000	
			公益目的保有財産	7,600	
			収益事業等保有財産	1,400	
			法人会計保有財産	1,000	
			収益事業等保有財産	5,000	
			東京都火災共済協同組合50口		
固定資産合計			114,198,415		
資産合計			149,182,652		
(流動負債)	未払金	港北メディアサービス(株) 連合会館 KKR HOTEL TOKYO 日本印刷(株) 箱豊製函(株) N T T	広報誌3月号印刷費・発送費	3,062,480	
			令和7年3月地区別研修会会場使用料	952,050	
			令和7年3月健康講演会会場使用料	62,810	
			会費請求書印刷・発送代他	352,462	
	前受金	本会事業 青年部会事業 30名 青年部会事業 2名 利用法人 1社	令和7年3月度説明会案内発送・資料印刷代	1,057,058	
			令和7年3月分通信費	631,396	
				6,704	
			令和7年度新入社員研修会参加費	503,100	
	前受会費	正会員法人 274社	令和7年度青年部会観桜会会費	323,400	
			令和7年度青年部会総会懇親会会費	150,000	
			令和7年度貸会議室利用料	13,200	
	預り金	3月分住民税	令和7年度受取会費	16,500	
				3,445,200	
	仮受金	本会		3,445,200	
				52,500	
	未払法人税等	神田税務署 千代田都税事務所	令和7度会費差額	52,500	
				400	
			400		
流動負債合計			121,300		
(固定負債)			48,300		
退職給付引当金	職員に対するもの	令和6年度法人税未払分	73,000		
		令和6年度法人住民税等未払分	7,184,980		
固定負債合計			6,790,000		
負債合計			13,974,980		
正味財産			135,207,672		

前記のとおりであります。

令和7年5月21日

公益社団法人 神田法人会

代 表 理 事 藤井 隆太

業 務 執 行 理 事 河 合 洋

第13回通常社員総会の事前周知

監 査 報 告

公益社団法人神田法人会
代表理事 藤井 隆太 殿
令和7年5月21日

公益社団法人神田法人会
監 事 中曽根 利光
監 事 西谷 茂

公益社団法人神田法人会の令和6年4月1日から令和7年3月31日迄の事業年度に関して監査いたしました。
その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法とその内容
- 各監事は、情報の収集および監査の環境整備に努めると共に、重要な会議である理事会に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- 更に、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、該当事業年度に係る貸借対照表・正味財産増減計算書等計算書類、及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。
2. 監査意見
- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当会の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果
- 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。
- 以上

第 2 号議案 理事・監事 選任の件 理事・監事 候補者 【理事 34 名】【監事 3 名】（敬称略・順不同）

役職名	氏名	法人名	役職名	氏名	法人名
理事	藤井 隆太	株式会社龍角散	〃	角田 一郎	株式会社マンセイ社
〃	中村 匠	株式会社サガワ	〃	渡邊 隆	有限会社文泉堂
〃	大家 正光	東英興産株式会社	〃	角田 靖	株式会社スリーセブン
〃	平野 恵一	株式会社平野商会	〃	葛西 充	株式会社グッド
〃	河合 洋	愛三電機株式会社	〃	原島 藤壽	カンダホールディングス株式会社
〃	長谷川博司	三鈴商事株式会社	〃	芝崎麻由美	有限会社芝崎不動産鑑定
〃	三橋 千晴	株式会社三橋	〃	長島 吏佳	株式会社エヌ・アール
〃	野村 篤史	新東科学株式会社	〃	敦賀 浩明	株式会社オークビルメンテナンス
〃	長谷川眞史	株式会社ハセガワ	〃	赤間 太一	株式会社申建築設計事務所
〃	練生川淳志	株式会社オール・エージェント	〃	早川 智久	ハネクトーン早川株式会社
〃	佐竹 信敬	株式会社サタケ	〃	河合 泰祐	中部電材株式会社
〃	田中 良一	田中電気株式会社	〃	廣瀬 直之	廣瀬ビルディング株式会社
〃	古田雄一郎	中外徽章株式会社	〃	櫻井 良一	櫻井興業株式会社
〃	中尾 英己	有限会社中尾英己建築設計事務所	〃	栗下 治康	株式会社リ・プリゼント
〃	水野 純治	株式会社日本歯科新聞社	〃	稲数 則光	株式会社大成企業
〃	森田 修平	スター食品工業株式会社	監事	中曽根利光	中曽根商事株式会社
〃	小林 秀行	有限会社昇龍館	〃	西谷 茂	株式会社西谷塗装店
〃	藤井 城	博善株式会社	〃	山下 功起	税理士法人 LR パートナーズ
〃	高遠 典昭	千代田ゴム株式会社			

報 告

■第1号報告 令和6年度事業（第12期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

概 況

令和6年度においては概ね当初計画どおり各種事業を実施致しました。
また、昨年度に引き続き法人会 DX 推進並びに新公益法人制度対応準備を推進した事業年度でした。

1. 事業活動と DX 推進
- 各種事業活動を積極的に推進し研修会等に関しては会場、オンラインのハイブリッド形式を基本に実施し、参加者の利便性と広域性を重視した取り組みを行いました。
 - 法人会 DX（デジタルトランスフォーメーション）については総会委任状提出、議決権行使を HP から行えるよう準備を始め、利便性向上に資する取り組みを始めました。
2. 新公益法人制度
- 令和7年4月1日より施行される新公益法人制度（財務規律の柔軟化）行政手続きの簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）自律的ガバナンスの充実、透明性向上（更なる信頼確保）に対応する為の取り組みを行いました。
- 以下、個別活動表記略

■第2号報告 令和7年度事業計画（第13期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

1. 基本方針

当会は「税知識の普及と納税意識の高揚」、「税制及び税務に関する提言」、「地域企業の発展と地域社会への貢献」に資する活動並びに DX 等を活用し、より効率且つ効果的な情報発信を進めることと次に掲げる事業活動を積極的に実施して参ります

税知識の普及・納税意識の高揚

税に関する研修会・講習会等を適宜、適切に実施し、法人の適正な経理実務及び税務申告等の向上に向けた支援、併せて次世代を担う学童に対する租税教育、あるべき税制の実現を目指した税制改正に関する提言活動を積極的に推進します

地域企業と地域社会の健全な発展に貢献

地域企業と地域社会の健全な発展のため、各種有益な研修や情報提供並びに交流、経営者、従業員に対する充実した福利厚生 の提供等、地域社会の活性化に寄与するための活動を積極的に推進します

充実した広報活動の推進

「広報誌」、「ホームページ」及びホームページ内「マイページ」、メールマガジン等の一層の充実を図り、企業経営に役立つ事業案内や各種有益情報の速やかな発信並びに法人並びに個人間の情報交換に関する活動を積極的に推進します

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

法人会デジタルトランスフォーメーション（DX）の更なる展開を図り、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も継承しつつ、対内外に向けて「DX の見える化」を積極的に推進します

■第3号報告 令和7年度収支予算（第13期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

標記略
*「議案」は5月22日以降、「報告」は6月3日以降に HP より閲覧およびダウンロード頂けます。

令和7年度

健康講演会

テーマ

「健康は“動けるからだ”から アスリートが伝える、 日常の動きと体づくり」

講師

スポーツ健康科学博士 室伏 由佳(むろふし ゆか)氏
・順天堂大学スポーツ健康科学部／大学院順天堂大学スポーツ健康科学
研究科先任准教授
・株式会社attainment代表取締役

プロフィール：中学部活動から陸上競技を始める。大学時代は円盤投で全日本インカレ4連覇や世界ジュニア大会6位入賞。21歳からハンマー投も始め、両種目で当時の日本記録を樹立。2004年アテネオリンピック女子ハンマー投に出場。世界選手権には両種目で出場を果たした。選手時代は腰痛症や婦人科疾患等の健康課題に直面。2012年に競技引退。現在は研究者としてアンチ・ドーピング教育、スポーツ心理学、痩せた若い女性の健康リスクに着目した研究・教育活動を推進。スポーツと医学、健康などをテーマに講演や実技指導など幅広く活動している。

日時

令和7年7月15日(火) 午後3時30分～5時

会場

ワテラスコモンホール
東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 TEL. 03-5294-6300

会費

無料

定員

80名様

申込期日

7月8日(火)まで
＊期日前でも定員になり次第締め切りとさせていただきます

申込方法

神田法人会HPより事前申込制になります
HPからのお申込みが難しい場合のみ、
下記の参加申込用紙にてFAXでお申込みください

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「健康講演会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力しお申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

FAXでのお申込みはこちら

FAX. 03-3294-2500

公益社団法人 神田法人会「健康講演会」参加申込書			
法人名			
TEL		FAX	
参加者ご芳名(全員フルネームでご記入ください)			



お申込みは
こちらからでもできます！▶

令和7年度

源泉部会 公開研修会

テーマ

住民税について

住民税の取扱いについて丁寧に説明いたします。

日時

令和7年7月16日(水) 午後2時～4時

会場

神田法人会2階セミナールーム

講師

千代田区役所税務課 課税係 担当者

テキスト

当日配布致します。

会費

無料

定員

50名様まで

申込期日

7月9日(水)まで

申込方法

神田法人会HPより事前申込制になります

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「源泉部会
公開研修会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります



お申込みはこちらからでもできます！▶

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで



長年に渡りコンサルタントとして企業の DX に取り組んできた岩本代表

会員企業訪問シリーズ

神田わが街

第 27 回

株式会社
グローバル ブレイン スクエア

同社は、2012年に設立された経営コンサルティング会社。企業の課題を「改善」ではなく「変革」の視点で捉え、戦略立案から業務設計、IT導入、現場定着までを一貫して支援している。特にDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた組織改革に強みを持ち、経営と現場をつなぐ“伴走型”の支援スタイルを特徴とする。

企業データ

●東京都千代田区内神田 1-15-2
神田オーシャンビル302
TEL 03-5283-5760

2025年6月現在



DX は「改善」ではなく「変革」でなければならない

新たに発足したデジタル委員会

神田法人会には総務委員会、組織委員会、事業研修委員会、税制委員会、広報委員会、厚生委員会という6つの委員会が元々あったが、会の DX を推進するために2022年にデジタル推進特別委員会が設けられた。具体的には、ホームページの刷新、会員情報のデータベース化（メールアドレスの登録等）、オンラインによる各種イベントの申込受付や総会委任状の提出、議決権の行使、さらにはマイページを通じた会員間の交流促進など、多岐にわたる課題が委員会に託された。「デジタル」とか「DX（デジタルトランスフォーメーション）」という言葉に対して、あまりいい印象を抱いていない向きもいると思われるが、なぜ法人会が DX に取り組む必要があったのか。一言でいうと、その方が合理的だからだ。印刷や郵送にかかる手間と費用を抑えることができ、会員側の利便性も高まる。加えて、従来のやり方のままでは、次世代に理解されづらい。例えば、今の現役世代、特に30～40代のいわゆるミレニアル世代になると、そもそもファックスに触れた経験が乏しく、職場でも使われる場面は少ない。実際、総務省の調査によれば、20代のファックス保有率はわずか1.9%にとどまっている。こ

れでは、情報が届かないという事態すら起こりかねない。当初は時限的に組織されたデジタル推進特別委員会だったが、今年度から上記6つの委員会に並ぶ7つ目の正式な委員会として、令和6年度第3回理事会で認められた。会員情報のデータベース化は、当会の DX プロジェクトの中でも中心的な取り組みのひとつだ。その実現に向けて事務局とタッグを組んでいるのが、株式会社 グローバル ブレイン スクエアの岩本謙一郎代表である。

デジタルを契機とした変革が DX

「DX を一言で説明すると、デジタルを契機とした変革です。改善ではなく変革なんです。これが大きなポイントなのですが、実際の現場では、どうしても効率化や省力化といった“改善”にとどまってしまうケースが多いんですね。でも、それだけでは足りない。本来の DX とは、業務の進め方そのものを見直し、組織のあり方まで変えていくことが求められています」と岩本さんは語る。コロナ禍で一気に普及が進んだオンラインミーティング。Zoom や Teams を導入するだけでは、それは改善であって変革ではない。では、変革とは何か。たとえば会議そ



北大在学中にはじめたコントラバスを今でも弾き続けている

のものの目的や頻度、意思決定のプロセスを見直し、対面に依存していた社内文化を再構築すること。あるいは、社外とのやりとりや商談の方法をデジタルに最適化し、新たなビジネスチャンスを生み出す仕組みへと転換すること。そうした視点の転換と実行こそが、DX である。株式会社 グローバル ブレイン スクエアが得意とするのは、まさにこの「変革」の部分だ。単なるツール導入にとどまらず、その企業が本質的に変わるために何をすべきかを共に考え、設計し、現場に根づかせていく。DX の推進役として、表層ではなく構造に向き合うアプローチが、同社の真骨頂である。同社がいきなり IT の導入に話を持っていくことはない。まず取り組むのは、今後のビジネス環境の変化をどう読むか、そしてその中で企業がどのように生き残り、成長していくのかというビジョンの設計だ。5年後、10年後の姿を見据えた上で、必要となるビジネスモデルを検討し、そこから逆算して IT の活用方法を具体化していく。いわば、道具ではなく目的から考えるアプローチである。さらに言えば、計画を立てて終わりではない。机上の戦略にとどまらず、実行段階まで伴走する。施策を現場に落とし込み、継続的に改善しながら定着を図る。その一貫した姿勢こそが、同社の強みといえるだろう。

新卒からコンサルの最前線で活躍

川崎市の進学校から北海道大学法学部に進んだ岩本さんは北海道大学交響楽団に入団した。出会った楽器はコントラバス。「なかなか気合の入ったオーケストラ部で、学生時代に何をしたかと聞かれると真っ先にコントラバスと言えるくらい、真剣にやりましたね（笑）」と岩本さん。楽団での活動は、ただの趣味や息抜きにとどまらなかった。練習は厳しく、宿舎や演奏会の準備には全力で取り組んだ。大所帯のなかで自分の役割を果たすこと、全体のハーモニーの中に身を置くこと。そうした経験は、後の仕事においても少なからず影響を与えているように見える。ちなみに岩本さんは今でも FAF 管弦楽団に所属し、コントラバスを弾き続けている。

岩本さんは昨今よく耳にするようになった氷河期世代であり、学生時代は就職よりも大学院への進学に気持ちが傾いていた。しかし、周囲が懸命に就活をしている姿を見て、勉強がてら自分も何社か見てみようと考えた。赤坂プリンスホテルで開催されたアメリカの大手コンサルティング会社のセミナーに軽い気持ちで参加してみたところ、衝撃が走った。「そのセミナーで講演したコンサルタントの説明は、今まで出会った学校の先生たちよりもはるかに分かりやすかったんです。難しいことをわかりやすく人に伝える技術というものは、この先、どんな仕事をする上でも重要になるに違いない。よし、自分もコンサルタント会社に入ってみよう」とその瞬間に決意。当時はまだ、コンサルティング会社の知名度は今ほど高くなく、片っ端から外資系コンサルティング会社を当たった。そして内定をもぎ取ったのが、イギリスのクーパース・アンド・ライブランド (Coopers & Lybrand) である。この会社はその後、プライス・ウォーター・ハウスの合併し、現在では世界有数の総合コンサルティングファームである PwC (プライスウォーター・ハウスクーパース) として知られている。まだ「コンサル」という言葉が今ほど一般的でなかった時代に、岩本さんはすでにその最前線に身を置いていたことになる。「プライス・ウォーター・ハウスと合併するというニュースを大学4年の時に見て、内定取り消しとかになりませんよね、と電話で確認したのを覚えています」と岩本さん。入社後、当時若者から絶大な支持を受けていたフランスの大手アパレルブランドにコンサルタントとして派遣された。「ウインドウズ PC が出始めた年でしたが、それこそ、今で言う DX が我々に課せられたミッションでした。そのアパレル会社の本社は千駄ヶ谷にあり、毎日そこに出勤していました。当時はまだ本社に一台のデスクトップパソコンしかありませんでした。そのような中で、各部署の方々にヒアリングして、問題点や課題を洗い出し、それを横断的に解決するシステムを作るのです。具体的には、各店舗の在庫管理情報を自動的に吸い上げて、人手を介さずに発注できるシステムを構築しました。2年半くらいかかりました。紙の伝票でやっていたものを一気にデジタル化したわけです」と岩本さんは新卒時代を振り返る。

その後、コンサルティング会社を渡り歩き、2009年に独立。独立後3年間はコンサルティング会社時代のクライアントだった我が国を代表する総合エンジニアリング企業に席を置いてもらい、コンサルティング業務を続けた。独立から3年の準備期間を経て、2012年に現在の体制を整えて以降、10年以上にわたり組

織変革支援を続けている。新卒で入った PwC 時代から今まで、一貫しているのは、クライアントに対して目先の改善策を提案するのではなく、組織全体を見渡した上での変革を推進してきたということだ。そんな岩本さんが当会の会員だったのは、会の DX にとっても幸運だった。変革の本質を理解し、構想だけでなく実行まで担える人材が、会の内側にいたというのは大きな意味がある。ちなみに、グローバル ブレイン スクエアという社名には、「グローバルな視野を持つ多様な人材が集まる広場」という意味が込められているという。一人では解けない課題に向き合うとき、必要なのは、自分とは異なる視点や専門性を持つ人と協働することだ。岩本さんは、まさにそうした場をつくり、動かすことを自らの仕事としてきた。単に技術を提供するのではなく、対話を重ね、組織の変わり方そのものを設計していく。そのスタイルこそが、社名に込めた思いを体現している。新たに発足したデジタル委員会の委員としての岩本さんの関わり方にも、その考え方が息づいている。

レポート◎山根和明 (広報委員会)

株式会社 グローバル ブレイン スクエア	
代表取締役社長	
岩本 謙一郎(いわもと けんいちろう)	
1975年7月	神奈川県横浜生まれ
1998年3月	北海道大学法学部卒業
1998年4月	PwC(プライスウォーター・ハウスクーパース)入社
2004年9月	サイエントジャパン株式会社入社
2009年1月	グローバル チェンジ マネジメント ソリューション(個人事業)を設立
2012年3月	株式会社 グローバル ブレイン スクエアを設立
神田法人会デジタル委員会 第4地区第25支部長	



スマホソフトウェア競争促進法

「スマホソフトウェア競争促進法」（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」、以下「本法」。2024年6月19日公布）が、2025年12月18日までに全面施行される予定です。

皆さんが手持ちのスマートフォンも、iPhone（Apple Inc.）又は Android OS（Google LLC）を搭載したもののいずれかであると思われますが、これら2社グループ（巨大デジタルプラットフォーム）による寡占化が進んでいます。これにより、アプリ事業者等がプラットフォームのルールに従わざるを得ず、通常30％程度の手数料負担、不透明な審査基準、デジタルプラットフォーム側のアプリ等のサービスの優遇といった様々な課題があります。

本法は、先行する EU での法規制も参考に、これらの巨大デジタルプラットフォーム事業者に対する禁止事項及び遵守事項を整備し、公正な競争が働く環境を整備しようとするものです。

1 本法の骨子

(1) 規制対象事業者の指定

本法は、特定ソフトウェア（モバイル OS、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）の提供等を行う事業者のうち政令で定める規模以上の事業者を規制対象事業者としており、公正取引委員会（公取委）は、Apple Inc. と iTunes 株式会社及び Google LLC を指定しました。

(2) 禁止行為及び遵守事項の整備（事前規制）

規制対象事業者は、主に下記の禁止事項及び遵守事項が課せられ、また、本法の規定を遵守するために講じた措置に関する事項等を記載した報告書を毎年度提出することが義務付けられています。

- ①アプリストア間の競争制限の禁止（*）、指定事業者以外の課金システムの利用制限の禁止（*）、アプリ内でのユーザーへの情報提供制限の禁止（*）、アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止
- ②指定事業者以外のブラウザエンジンの利用禁止（*）
- ③指定事業者のサービスのデフォルト設定（簡易な操作で変更できるようにすること等）
- ④検索における自社のサービスの優先表示（正当な理由がない場合禁止）
- ⑤指定事業者による不当なデータの使用の禁止
- ⑥ OS により制御される機能への他の事業者のアクセスの制限（*）

※「*」の事項には、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができるという「正当化事由」による例外があります。

これらの禁止行為及び遵守事項の整備により、アプリス

トア以外でのアプリ配信が可能になることやアプリストアを介さない決済方法の提供が可能になること等が報道されていますが、「正当化事由」も含め、それらの具体的な考え方に関しては今後策定されるガイドラインの内容・運用を注視する必要があります。

(3) 規制の実効性確保のための措置

従来の独占禁止法の執行とは異なり、指定事業者やアプリ事業者等との継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める新たな規制（共同規制）の枠組みとされており、これらの対話を通して、上記の禁止事項等に関して改善が見られない場合に勧告、調査や排除措置命令等が行われるものと考えられます。

2 今後の展望

今やスマートフォンを使わない日はなく、もはや生活インフラの一つと言って過言ではありません。

先日、公取委は、Google LLC が Google Play のプリインストールの許諾に併せて自社の検索アプリのプリインストール等を求めること（自社のアプリを優遇すること）及び自社の検索広告による収益の一部をスマホメーカー等に分配する条件として、他の一般検索サービス事業者の検索機能の実装を行わせないこと等を求めること（競合検索サービスを実装されにくくすること）が「不公正な取引方法」（独占禁止法）に当たるとして排除措置命令を行いました。が、本法が定める禁止行為にも該当し得ると考えられます。

Apple Inc. や Google LLC は、iPhone 端末の販売や検索エンジンの提供にとどまらず、モバイル OS、アプリストア、ブラウザ、アプリ開発、決済サービスの提供等といった多層的なデジタル市場に展開する巨大デジタルプラットフォームへと成長しています。自由競争・イノベーションの結果、多額の開発投資を通して、安全で使いやすいサービスを提供し、社会全体に多大な便益をもたらしてきた側面は否めません。他方で、これらの寡占が進むことで、アプリ事業者等の搾取・競争事業者の排除やパーソナライズされた広告等を通じた消費者の意思のコントロール、ひいてはイノベーションの阻害など様々な懸念があります。本法の施行により、実際にどこまで公正な競争が働くようになるかは不透明ですが、デジタル市場の在り方そのものを考える必要があるのだと思います。

【講師プロフィール】
小川 啓 弁護士
アルファパートナーズ法律事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町 1-7-1
有楽町電気ビルヂング北館 12 階
TEL：03-6212-6200 FAX：03-6212-6660

帝国データバンク調査で判明

地域経済牽引の期待がかかる「100億企業」、国内に1万5,159社

中小企業の賃上げや価格転嫁、人材確保、高収益化などを実現するため、政府はこの春から地域経済を牽引する企業を創出すべく、経営者の意識づけや会社全体のモチベーションアップを目的とした「100億企業宣言」を打ち出した。宣言企業には1社最大5億円の設備投資資金を補助する「成長加速化補助金」を設けるなど積極的な政策を展開している。

こうしたなか、帝国データバンクが調査を行ったところ、2023年度決算（2023年4月期～2024年3月期、単体）時点で「100億企業」（年商100億円以上の企業）は全国に1万5,159社あることが判明。前年度（1万4,569社）から590社増加した。

1万5,159社を年商規模別に見ると、「100～200億円未満」が7,093社（構成比46.8％）で最も多く、以下「200～300億円未満」（2,587社、同17.1％）、「1,000億円以上」（1,688社、同11.1％）、「500～1,000億円未満」（1,668社、同11.0％）と続き300億円未満の企業が全体の63.9％を占めた。業種別（大分類）では、「卸売業」が4,236社（構成比27.9％）で最も多く、「製造業」（4,007社、

同26.4％）、「サービス業」（2,128社、同14.0％）、「小売業」（1,740社、同11.5％）が続いた。

さらに100億企業を代表者の年齢別に見ると、「60代」（構成比44.8％）と「50代」（同31.1％）が多く、「40代」（11.4％）、「70代」（9.6％）と続き、30代以下はわずか1.7％だった。都道府県別では「東京」（6,124社）、「大阪」（1,663社）、「愛知」（1,062社）、「神奈川」（695社）、「福岡」（481社）の順となり同5都府県で全体の66.1％を占めた。最も少なかったのは「島根」（23社）で、24都道府県で100社以上となった。

2023年度決算で初めて100億企業となったのは全国に609社あり、全体の4.0％にあたる。2022年度（641社）と比べると32社減少し、到達に要した年数（2023年度までの業歴）の平均は42.2年だった。業種別に見ると、「卸売業」（168社）が最も多く、「製造業」（134社）、「サービス業」（104社）が続いた。突破に要した年数を業種別に見ると、最も短いのは「不動産業」の22.6年、次いで「その他」の24.9年、「サービス業」の28.7年となり、単価引き上げやマーケティングによるニーズの掘り起こしで売上を伸ばしやすい BtoC 業態で比較的早期に100億企業となる傾向にある。

2023年度時点で100億企業ではないものの、同期以前3期の年商伸び率から、2024年度以降3期以内に100億企業となる可能性がある「ネクスト100億」を抽出すると、国内で2,398社が該当した。1年後（2024年度）は610社、2年後（2025年度）は816社、3年後（2026年度）は972社が新たに100億企業となる可能性を秘めており、こうした企業の分析を通じてより良い政策支援の連動が進むことで、100億企業が国内経済の持続的成長を牽引していくことになるのではないだろうか。

100億企業の業種別内訳

業種別	社数	構成比
建設	971	6.4%
製造	4,007	26.4%
卸売	4,236	27.9%
小売	1,740	11.5%
運輸・通信	777	5.1%
サービス	2,128	14.0%
不動産	514	3.4%
その他	786	5.2%
合 計	15,159	100.0%

令和版

食いしん坊手帖

Vol.27

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



お茶料理五種盛り合わせ。旬の食材と異なる茶葉との掛け合わせが楽しめる

御茶ノ水で「お茶」を食べる。

レポート◎山根和明（広報委員会）



フランス産の辛口の白ワインと宇治抹茶の香りが料理を引き立てくれる

レストラン1899お茶の水

東京都千代田区神田駿河台3-4
ホテル龍名館お茶の水本店 1F
電話：03-3251-1150
●営業時間：【ランチ】11:30～14:00 (L.O.13:30)
【カフェ】14:00～17:30 (L.O.17:00)
【ディナー】17:30～22:00 (L.O.21:00)
●定休日：日曜・祝日（ディナータイムは休業）
●席数：店内40席、テラス36席
※貸切の場合もあるので来店の際はHPを参照してください



テラス席はビアガーデンシーズンは連日のように満席になる

御茶ノ水という名の由来

御茶ノ水駅から徒歩3分。神田駿河台の坂道を下った一角に、黒の縦格子と濃灰色の外壁が印象的なファサードが現れる。「ホテル龍名館お茶の水本店」である。明治32年に「旅館龍名館本店」の名で創業され、2014年に現在の姿にリニューアルされた老舗だ。「レストラン1899お茶の水」は、“日本茶を食べる”という発想のもと、このホテルの1階に誕生したレストランだ。木の温もりを基調とした和モダンな空間に、窓の向こうの緑が静けさを演出する。お茶の香りに包まれながら食事ができるこの場所は、東京でも数少ない、いや、ほぼ唯一の“茶料理専門店”である。この「お茶をテーマにしたレストラン」という構想は、開業前に決まっていて、その料理長として白羽の矢が立ったのが大久保将史さんだった。「最初は、“日本茶のレストランって何を出すんだろう？”と戸惑いました。でも調べていくうちに、香りの面白さや、茶葉をまる

ごと使える利点に気づいて。これは面白い世界だなと感じました」と当時を振り返る。さらに、店の立地である“御茶ノ水”という地名も、大久保さんにとっては大きなヒントになった。「江戸時代、徳川秀忠がこの地の湧き水でお茶を淹れたことから“御茶ノ水”と呼ばれるようになった——そんな歴史を知ったとき、背中を押された気がしましたね」。店のコンセプトと、土地の記憶と、素材の可能性。その三つが静かに重なり合って、レストラン1899お茶の水の茶料理が生まれていった。



お茶料理を味わうのにふさわしい和モダンな店内

香りだけではないお茶の効能

前菜として供されたのは「お茶料理五種盛り合わせ」（1,080円）。この日の内容は、サクラエビとウドの碾茶きんぴら、煎茶コーストビーフ、ほうじ茶を使ったホタルイカの沖漬け、和紅茶のシラスしんじょう、そしてカレイの緑茶南蛮漬け。「昔から、魚をおろした後は氷水にくぐらせて身を締めていたんです。でも、あるとき氷水の代わりにお茶でやってみたら、脂がすっきり落ちて、臭みも取れていたんですよ」と大久保さん。和食の現場で培ってきた経験に、日本茶の効能がふと重なった瞬間だった。「お茶って、味だけじゃなくて働き方も面白い。香り、渋み、清涼感、そして脂を整える力がある。調味料じゃない、新しい“素材”として向き合えるようになったんです」。特に印象に残ったのがホタルイカの沖漬けだ。沖漬けとは、生きた状態のイカを醤油、酒、みりんなどの調味液に漬け込んだ一品。ホタルイカの沖漬けは丸ごと食べるのでさらに旨味が凝縮され、酒肴として人気がある。一方、生臭さを嫌う向きも少なくない。しかし、ほうじ茶のカテキンやタンニンが作用しているのか、特有の生臭さが全く感じられなかった。「これがお茶の効能なのか」と食べて納得。五種盛りは、こうした発見の積み重ねから生まれている。お茶により整えられた香りと余韻を楽しむこのセットは、茶料理の入口としても格好の一皿だ。さらに、料理とともに楽しめるドリンクにも注目したい。「1899抹茶ビール」（790円）は、生ビールに宇治抹茶を合わせ



世にも珍しい抹茶ビール。生ビールの喉ごしに宇治抹茶の爽やかな苦みが香る



店長兼料理長・大久保将史さん。日本茶と向き合うことで“新しい素材”としての茶を掘り下げる。「法人なかまを見た」と言っていたいただければ1899オリジナルティーバッグをプレゼントさせていただきます！」

たビアカクテルで、まろやかな苦味に青々とした香りが重なり、のど越しも軽やか。一方、「1899抹茶ワイン」（790円）はフランス産の白ワインに抹茶をブレンドした一杯。抹茶の渋みと白ワインの酸味が絶妙に調和し、茶の香味をしっとりと残してくれる。どちらのドリンクも、料理の魅力を引き立てながら、1899という店の哲学を静かに伝えてくれるのだった。

茶葉ごとの個性を、肉の中に

続いていただいたのは「お茶ソーセージ盛り合わせ」（1,800円）。信州産ポークに粗く刻んだ茶葉を練り込んだ、1899オリジナルの低添加ソーセージで、緑茶・番茶・紅茶の3種が盛られている。それぞれのソーセージから立ちのぼる香りは、はっきりと違いがあり、茶葉の個性が一目瞭然だ。緑茶のソーセージは、ふんわりとしたマイルドな香りが肉の甘みを引き立てる。紅茶のソーセージは、口に含むとまさに“あの紅茶の香り”が広がり、上品な余韻を残す。そして番茶のソーセージは、ほんのり燻したようなスモーキーさが脂と重なり、深みのある味わいに仕上がっている。添えられた粒マスタードを合わせれば、さらに香りの層が重なり、ひと皿の中で茶葉の表情が何通りにも変化する。「ソーセージって重たくなりがちですが、茶葉を使うと後味がすっと引くんです」と大久保さん。茶の香りや作用までも料理に引き込んでいる店は、ほとんど例がない。御茶ノ水という地名の由来にも通じる“茶の力”を、料理で体感できる稀有な一軒——それが、レストラン1899お茶の水である。なお、6月2日から9月30日までは同店の人気イベントである日本茶づくしのビアガーデン「抹茶ビアガーデン」が開催される。抹茶ビールや抹茶ワイン、抹茶ハイボールなども含まれた飲み放題料金3,500円と良心的。予約は必須だ。



三種の茶葉を練り込んだお茶ソーセージ盛り合わせ。緑茶・紅茶・番茶の個性が際立つ

令和7年度

税法実務研修会



テーマ

法人の損金② (交際費・寄附金・海外渡航費等)

日時	令和7年7月23日(水) 午後2時～4時
会場	神田法人会2階セミナールーム ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式
講師	東京税理士会神田支部所属 税理士
テキスト	「令和6年版図解法人税」 定価3,740円(税込) ※お申込者様へは割引価格でのご提供となります
会費	会員 テキスト代のみ 非会員 テキスト代+参加費2,000円/社
定員	会場 50名様まで オンライン 500名様まで
申込期日	7月11日(金)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります



お申込みはこちらからできます!▶

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「税法実務研修会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力しお申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

■お申込について

- 会場参加
①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトルの会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②送信完了メッセージが出るとお申込完了となります。
- オンライン参加
①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトルのオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスで登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- 共通
①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。
- 会場参加
①開催当日に会場で直接販売致します。
- オンライン参加
①購入希望の場合申込登録住所へ発送致します。
②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更はお受け致しかねます。
③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
④テキストの発送・請求は当会からではなく(一財)大蔵財務協会となります。
(請求書についてはテキスト発送時に同封)

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで

税務署からのお知らせ

【令和7年度税制改正】

輸出物品販売場制度は令和8年11月から リファンド方式に移行します

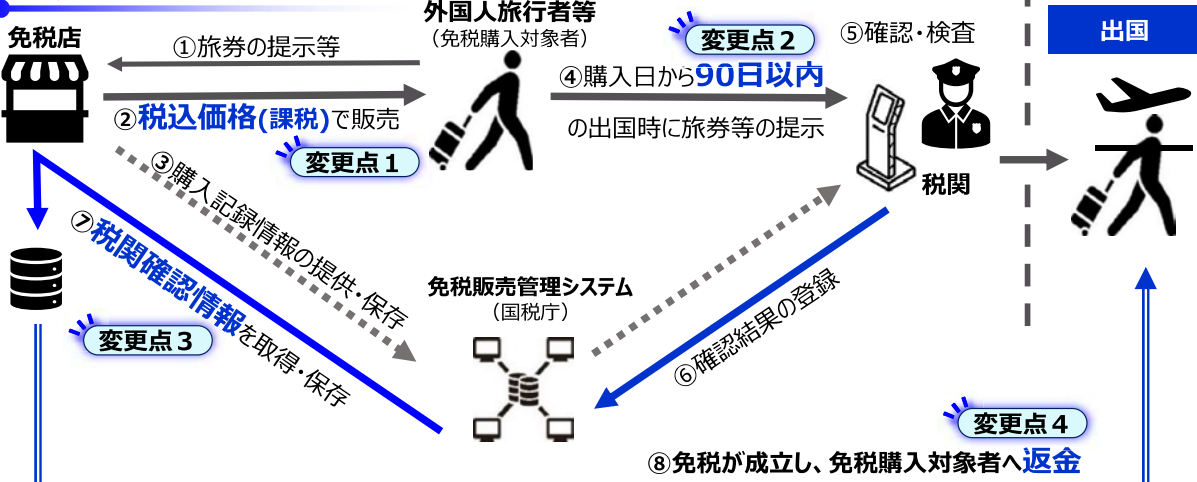
令和7年4月
国 税 庁

1 リファンド方式の概要

※下線部分が主な変更点です。

- 輸出物品販売場(免税店)制度は、**令和8年11月1日**から、次のとおり、**リファンド方式**に移行します。
 - ✓ 免税店は、外国人旅行者等(免税購入対象者)に対して、**税込価格(課税)**で免税対象物品を販売することとなります。**変更点1**
 - ✓ 免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認**(注1、2)を受けることとなります。**変更点2**
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持出しを税関が確認した旨の情報(税関確認情報)**を保存することで、免税の適用を受けることとなります。**変更点3**
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金(リファンド)**することとなります。**変更点4**

リファンド方式のイメージ



- (注) 1 **購入日から90日以内**とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。
2 **税関の確認**の際に、同一の購入記録情報(一の販売(領収)単位)に含まれる免税対象物品のうち、**一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、その確認を受けることはできません。**

「リファンド方式への移行」に伴う上記1以外の主な改正事項

免税対象物品の範囲等の見直し

詳しくは2(2頁)へ▶▶▶

- ✓ 一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額(50万円)、特殊包装の廃止
- ✓ 通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止 など

免税販売手続等の見直し

詳しくは3(2頁)へ▶▶▶

- ✓ 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し
- ✓ 単価100万円(税抜価額)以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定 など

免税店の区分や許可要件等の見直し

詳しくは4(3頁)へ▶▶▶

- ✓ 免税店の区分や許可要件が見直され、併せて申請届出手続を簡素化 など

詳しくは国税庁ホームページ

掲載のパンフレットへ



みんなで 食品ロスの削減 に取り組んで みよう!



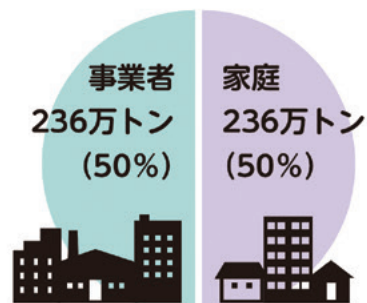
「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるのに、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間472万トン^(※)で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(103g)の食べ物を捨てている計算になります。



日本全体で
年間472万トン



(※) 令和4年度推計(農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」… 過ぎたら食べない方がよい期限

「賞味期限」… おいしく食べることができる期限

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関らず早めに食べましょう。

消費期限と賞味期限のイメージ



意味

賞味期限	おいしく食べることができる期限 (best-before date) 定められた方法により保存した場合、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。
	過ぎたら食べない方がよい期限 (use-by date) 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。

(消費者庁「食品ロス削減関係資料」を基に作成)



今日から実践! ~身近な事から始めよう~



買物

① 事前に冷蔵庫内などをチェック!

メモ書きやスマートフォンなどで食材を撮影して、期限表示とあわせて確認する方法が有効。

② 必要な分だけ買いましょう!

家にある食材を確認し、必要な分だけ買いましょう。

③ すぐに食べるなら、商品棚の手前から取りましょう。

商品棚の手前から奥にかけ、期限が長いものが置かれることが多く、奥から商品を取ると手前の商品が売れ残り、期限も近づき廃棄されてしまう場合があります。スーパーやコンビニなどでは、商品棚手前に置かれた商品には値引きシールが貼られていることがあります。



調理

① 食べきれる量を作りましょう!

体調を把握、健康にも配慮。また、家族の予定なども考慮しよう!

② 残っている食材から使いましょう!

③ 調理を工夫してみよう! (ちょっとした工夫も楽しもう)

野菜の皮を薄く切ったり、食材によっては、茎や根元など食べられる物もあります。



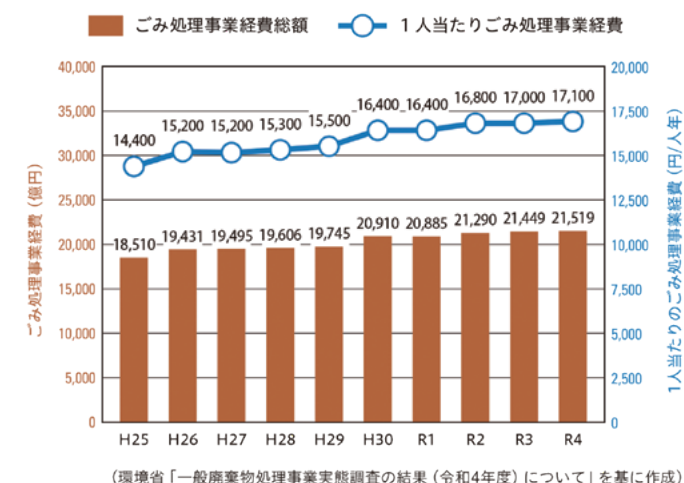
「食品ロス」を減らすことは……地球にもやさしいね

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)を減らすことに繋がります。食品は多くの水分を含んでおり、焼却時に多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素(CO₂)が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでごみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約2.2兆円^(※)が使われています。

(※令和4年度)

●ごみ処理事業経費



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果(令和4年度)について」を基に作成)

~法人会 女性部会は「食品ロス」の削減に取り組んでいます~

全法連「食品ロス」
サイトはこちら



202409

令和 7 年度 税法実務研修会 開催予定表

開 催 日	テ ー マ
令和 7 年 6 月 23 日 (月)	●法人の損金① (役員給与等)
令和 7 年 7 月 23 日 (水)	●法人の損金② (交際費・寄附金・海外渡航費等)
令和 7 年 8 月 21 日 (木)	●法人の損金③ (租税公課・保険料・損害賠償金等)
令和 7 年 9 月 18 日 (木)	●法人の損金④ (減価償却費・修繕費・特別償却費等)
令和 7 年 10 月 21 日 (火)	●法人の損金⑤ (繰延資産・引当金・租税公課等)
令和 7 年 11 月 19 日 (水)	●法人税の税額計算・特別控除等

※テキストは（一財）大蔵財務協会「図解法人税」を使用します。
※開催時刻は、午後 2 時～ 4 時とさせていただきます。
※会場は、神田法人会 2 階セミナールームとなります。

編集後記

「ストロベリームーン」
6月の満月の呼び名です。暦によると今年は6月11日。
名づけの由来はあるのですが、何とも不思議なネーミング。
いろいろな言葉があるものです。
普段何気なく、でも多くの人が口にする言葉といえば朝の挨拶「おはようございます」でしょうか。
人はいろいろな意味で慣れてくると、前述したような日常的な挨拶が当たり前でできなくなるのだなと、思うことが最近多々あり、気持ちが下降気味に。
そんな時、ふと思い出した「言霊（ことだま）。
幼少のころ、祖母から「言葉には不思議な力が宿っているのだから大切にしましょう。それは言霊と言うのだよ」と教わりました。その時は全く理解できませんでしたが、その響きが心の中に残っていました。
ある時、ふと目にしたコラム。
2つの植木鉢。1つには笑顔で「おはよう、大きく育ってね」の言葉とお水を。
もう片方には何も声をかけないでお水だけ与える実験。
結果、声をかけられなかった植木鉢は枯れてしまったという内容。命あるものには、言葉と言葉にこめられた思いがしっかりと伝わっているということ。ただ与えればいいのではなく、思いを込めることが大事。この植木鉢の事例が、祖母から教わった言葉の持つ力「言霊」なのではと感じたとき、挨拶の大切さ、思いやりの気持ちの大

切さを痛感しました。
誰だって、かけられた言葉によっては、元気になったり嬉しくなったり、笑顔になります。
反面、かけられた言葉によって、傷つき絶望し、人前にでる事が怖くなることもあります。
たった一言で、人間関係が壊れてしまうこともあります。
良くも悪くも、言葉は最大の武器になるのだと、身に染みて思いました。どんな時でも相手を思いやる気持ちを忘れてはいけないと「言葉と言霊」について思うこの頃です。
時に目で見て感じとり、時に耳で聞いて理解してしまう。
言葉とは本当に不思議なもの。
忙しくて疲れていても、朝の挨拶だけは明るく笑顔で伝えていきたい！と今更ながら思いました。

4月より新社会人の皆様、新たな場所で新生活をスタートさせた皆様、新しい環境にはもう慣れた頃でしょうか。
もう職場にある「法人なかま」を手にとってお読みいただけましたでしょうか。とても気になります。
「法人なかま」は会員の皆様をつなぐ架け橋だと自負しております。
手にとり読むのが難しいならば、メールマガジンの配信登録を是非！よろしくお願いいたします。

広報委員 黒澤 京子

神田博善

創業100年葬儀と供花で信頼と実績
http://www.hakuzen.co.jp

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院（宗教者）に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
☎ : 03 (5283) 8700 FAX: 03 (5283) 8701
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環（慶弔とも）を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか？
会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

※参考・・・この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載！

広告掲載料	掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
	※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
	裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	記事	33,000円(税込)/44,000円(税込) 55,000円(税込)/66,000円(税込)	A5サイズ・カラー A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布！

チラシ同封基本料金		会 員 価 格	未加入法人価格
	1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
	3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
	6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
	12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR！

HP掲載料金	トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
	協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は 1 月を起算として 1 年となります。

◎ 毎月発行・毎月会員企業へ送付。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



納税専用定期積金

KOSAN

“そなえ”

定期積金の
店頭表示金利

+0.05%

上乗せ

ご利用
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店
神保町支店
秋葉原支店
飯田橋支店
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41
千代田区神田神保町 1-40
千代田区外神田 4-9-8
千代田区飯田橋 1-7-10
千代田区五番町 5

☎3254-3335
☎3293-4951
☎3253-6851
☎3264-4031
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

Ⓛ/C 「5-785」

法人なかま

六月号（第五九二号通巻八〇二号）
令和七年六月一日発行（毎月一回一日発行）

定価一六五円（税込）

法人会

消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13

TEL. 03-3294-2531 FAX. 03-3294-2500

<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太

編集人 田中良一